

Title	模範國會の要素と其組織
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.2 (1924. 8) ,p.1(162)- 26(187)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 史學 第參卷 第貳號

大正十三年八月

## 模範國會の要素と其組織

模範國會（Model Parliament）は英國憲法史上に一新时期を劃するものであるから、私は當時の英國會を構成して居た種々の要素並に其の組織に就て、説述しやうと思ふ。

先づ第一に、當時英國會の最も重要な構成分子であつた貴族（廣義の）とは如何なる階級を指したのであるかと云ふと、アングロ・サクソンの古い言葉に *earl* と *ceorl* と云ふ語があるが、前者は貴族の生れであつて、後者は自由の生れではあるが、貴い身分ではないことを意味して居る。（註一）。古いアングロ・サクソンの法律に據れば、貴族と貴族に非ざる者との差別は、數の上に示されて居つて、例へ

ば『殺人贖金』(Wergild)の如きも、貴族の人を殺せば幾何、貴族に非ざる人を殺せば幾何と、身分の高下に依て、いろいろの差があつた。(Cambridge Medieval History II. pp. 566—68)。

其れからノルマン征服後の Peer 或は Peerage ある言葉は、拉丁語の Par で、同輩の意義である。(註1)。故に國會の各議員は凡て同等であつて、大憲章中にも、自由民たる者は同等の者に依て裁判せらる可れりとを規定して居る。(Magna Carta clause 39) 同輩の裁判と云ふことは、勿論自分より下級の者の裁判を受けぬとの意義であるけれども、決して上級の者の裁判を受けぬ意義ではない。其れで莊園の領主は勿論其の配下の隸民 (Villein) を裁判する権利を有つて居た。此の如くして Peers は既に特權階級であつた。詳に言へば、貴族は國王の裁判所で同輩の裁判を受くる権利と、自己の裁判所で其の隸民を裁判する権利とを有つて居たのである。而して是等の権利は、下文に述ぶる『貴族領』(Barony) の所有と共に世襲的になつたのである。

貴族 (Peers) が眞個に貴族と稱し得るのは、唯だ國王から特別の國會召集狀を受取つたばかりでなく其の同輩に依て裁判せらるゝ國會の裁判所に出席したときである。此等の時こそ貴族は其の『貴族たる事』(Peerage) を最も多く主張することが出来る。同輩として貴族は單に司法上の目的に向つて、國王の最高裁判所に出席したのである。國會で政治上の事柄が議せらるゝと、最早彼等は Peerage ではなくして、國會内に於ける『議政府』(Council) の顧問官があつた。議政府の事務は多端で、従つて其顧問官の

役目も多方面であつた。要するに、貴族は國會で裁判事務に當るときは同輩として活動し、行政事務に就て國王に忠告するときは顧問官であつた。而して是等の職責は時と共に立法家たる第三の職責の爲、漸く其の影が薄くなつたのである。(Pollard, Evolution of Parliament pp. 96)

## 二

元來貴族と云ふやうな特權を有つた階級に這入りたいのは、人情の常であるが、貴族院が貴族たらんとの要求に對して、それを許可し、或は許可しない権利を昔から有つて居なかつたことは確實であつて是等の要求を決定する権利は國王が自分の手に留保して居たのである。貴族になりたいと云ふ要求のあつた時、國王は之を貴族院に諮問し、貴族院は委員會に附託して、是れが調査を爲さしめ、其の結果を國王に復命すると、國王が之に對して判定をする。是れは憲法上の慣例であつて、法律ではなかつた。

序で乍ら茲に一言したいのは、英國では昔から國王が此の如く貴族に封ずる権利を留保して居つたと同時に、一代貴族(Life peers)を造る特權を有つて居た。ところが一八五六年女皇ヴィクトリアは國會に法律上の知識の豊富なる人を參列せしむる必要から、サー・ジエームス・パークスを一代貴族として貴族院に列席せしめやうとした。所が、當時の貴族院は國王が一代貴族を造るの権利は昔は有つて居たか知らぬが、最早何百年の久しきに亘つて其の権利を行使しなかつたのであるから、消滅したも同様で

あると云つて、抗議を唱へた。乃でヴィクトリア女皇は已むを得ず、サー・ジエームス・パークスをウエンスレーデール男爵に封じて、本當の世襲貴族として、貴族院に列席せしめた例がある。

## III

次に貴族の種類であるが、先づ大貴族 (Barones majores) と小貴族 (Barones minores) との區別がある。小貴族は貴族たる資格に於ては大貴族と同じであるけれども、後に述ぶるやうに、結局大貴族と分れて、後年には都市の代表者とか、其他普通の自由民と運命を共にするやうになつた。何うして區別せられたかと云ふと、ノルマン國會に國王が大貴族には特別に其人を指して個々に召集狀を發したけれども小貴族には州奉行を通じて共通の召集狀を發した。(Magna Carta clause 14) 是れが大小貴族の區別せられた第一の標準である。スタッブス博士の考察する所に據れば、「州奉行を通じて補助金 (Relief) を拂ふた土地臺帳 (Domes-day) 中の地主、即ち六個若くは其れ以下の莊園を保有する者と、國王に直接補助金を拂ふた者は、相互に大貴族と小貴族の關係に立つに至つたことが推察せらる」。(Stubbs, Constitutional Histony § 124 note)。此の如く六個の莊園と云ふ境界線に拘泥しないで、兎に角最初から其の所領地の大小が國王の直臣を二階級に區別する基準であつたことはグナリストも、メドレーも認め居る。所が小貴族はノルマン國會に出席する権利はあつて、國王の方でも固より彼等の出席を望んで

居つたにも拘らず、別段に召集状を發しなかつた。小貴族の方では、特別召集状を受けないことを以て國會に出席せずとも差支ないことを了解して、却てこれを喜んだのは、當時の旅行の不便、其他成る可く負擔を免れんとする理由等に出でたことは史家の證明する所である。後には等の小貴族即ち騎士の階級の人々も國會に出席するやうになつたのであるが、其れは貴族と云ふ資格よりも寧ろ州の代表者と云ふ資格で召集せられたのである（註三）。

要するに、大貴族と小貴族とは召集状の種類と、所領地の大小とに依て分たることになつたのである。尙大貴族は州奉行の手を経ないで、直接國王に稅を拂つたのみならず、國王が戰爭するときには、自から旗を翻へし、一隊を引連れて國王の御伴をしたのである。

#### 四

其れからアングロ・サクソン時代に方つて、『血統貴族』（Nobility by birth）と云ふのは、漸次『借地權の貴族』（Nobility by tenure）及び『官職貴族』（Nobility by office）の爲に、其の地位を奪はるゝに至つた。而してノルマン征服以後、貴族の階級は種々雑多になり、之を精密に區別することは、困難になつて來た。然も結局財政と軍事とが、漸次貴族の階級間の境界線となるやうになつた。即ち大貴族と小貴族との區別を云へば、大貴族は直接國王の召命に接して軍事財政の協議に與るのであつて、其の保有

する土地は之を『貴族領』(Barony)と稱せられた。小貴族は州奉行を通じて國王に召命せられ、其の納稅の賦課の如きも『騎士知行』(Knight's fee)に依つた。然も兩者とも、國王の『直接拜領者』(Tenants-in-capite)たるに於ては同様であつたのである。

『貴族領保有權』(Tenure by barony)と、騎士奉仕保有權 (Tenure by Knights' service)との區別は、種々學者の間に議論があるけれども、畢竟判明しないのである。スタッブス博士曰く

貴族たるの名譽若くは資格が、元來采地を下賜した時に許されたか、其後承認せられたかを決することは、恐らく不可能であらう。吾人は今日貴族の知行下賜の證據を有たないから、如何なる方式によつて土地を取得するを問はず、國王が特別に召集狀を發したるは即ち保有權が貴族的なること、別言すれば、土地の所有者にして特別の召集狀を得る資格ある者の土地は所謂『貴族領』なりと斷ずるを安全なりとする云々。(Stubbs, Constitutional History of England II. § 189)。

其れから僧院長等は所謂『貴族領』を占有せずとの理由から、國會に列席しないやうになつたのであるが、而も貴族領を有せざる故を以て、俗貴族が國會出席を免せられしや否やは審でない。然し乍ら貴族領を有して居る者は、國會に特別に召集せらるゝ者であると云ふ理論は餘程規則正しく遵守せられたやうである。ところがヘンリー第六世の時に『特許狀』(Letters patent)を以て貴族を封ずるの慣例が開かれた。

國會に召集せらるゝ權利は、土地と共に移動するものゝやうに思はれて居たのであるが、一六六九年にフィッツ・ラールターが貴族たらんと要求したことに對して、時の樞密院は斷然反対の裁決を下した。

今日では貴族領を有つて居る人でも、貴族院の議席を要求することは出來ない。詰り貴族院に列席する資格は、國王の特別召集狀を有する者に限つて居る。プリンと云ふ學者は、一回或は一回以上國會に召集せられて、其後召集せられなかつた幾多の場合を列舉して居るが、スタッブス僧正は之に對し、畢竟プリンの列舉した是等の場合は未丁年者特別の場合であるとし、召集は世襲的であると斷言して居る。

(*Stubbs, Constitutional History of England III. § 751 note*)。何れにもせよ、國王は一度召集せられて議席を取つた人の子孫に對して、召集狀を發することは一定の規則となつた。然も召集せられた事ばかりでなく、議席を取つたと云ふ事が證明せられなければ可けないので、議席を取るまでは、其人は未だ貴族ではないのである。以上の事は、一六七三年のクリフ頓貴族領 (Clifton barony) の裁判事件の時に斷然決定せられた (*Anson, Law and custom of The Constitution I. Parliament. p. 199*)。

國王は國會に於ける國政討論の参考に供せんが爲、特に裁判官を指名して之に列席せしめた。是等の裁判官は貴族領を持つて居る譯でもなく、固より貴族ではなかつた。是れは、ノルマン王朝の時代から國會が最高の司法機關として、即ち英國の大審院としての事務を執る場合に、普通の貴族院議員では法律の知識に缺けて居ると云ふ理由から、特に法律の知識ある裁判官を列席せしむる例を開いた。而も是

等の法官は實際の貴族でなく、従つて投票權も有せず、又求めらるゝに非ざれば發言することも出来なかつた。要するに特種の一代貴族に過ぎないのである。

## 五

以上はヨーロッパ第一世の時代に於ける英國の各種の貴族の區別であるが、次に上述の所謂小貴族（Barones minores or Lesser barons）が、大憲章發布から八十年を経た一二九五年の模範國會に於ける州の代表騎士になるのに、如何なる徑路を經たかと云ふことを研究したい。所謂國王の直臣の中の小貴族（Minor tenant-in-chief）は國王の直接の家來であると云ふ點に於ては、決して大貴族と撰ぶ所はない。然し乍ら其の領地に大小の差があるので、大貴族はノルマン國會に特別召集狀を受けて大概出席したけれど、僅かの騎士領の所有者であつた小貴族は、召集狀を受けたか、受けなかつたかの點は疑問であるが、兎に角小貴族の大部分が出席しなかつたことは上述の如くである。それで後に州の騎士になつた小貴族等は、本來から云へば特別の一階級を造る可きであつた。所が其州の裁判所（則ち州會）で、一緒に政務に當つて居た封建の所謂陪臣と較べると、社會上の格式は一段上であつたにも拘らず、是等の自由民ではあるが、陪臣に過ぎなかつた人々と同列に伍するやうになつた。言葉を換へて云へば、今迄國王の直臣である小貴族と、自由民ではあるが陪臣たる人々との區別が、自然に不明になつて來た。是れは

何故かと云へば、借地を又貸する『再封建』(Sub-infeudation)が盛に行はるゝやうになつて、借地權が非常に複雑になつて來たからである。尙説明を加ふるならば、國王の直臣である小貴族よりも、再封建に依て土地を占有して居る陪臣の方が却て多くの土地を保有して居た例も少なくなかつた。極端な例を舉ぐれば、第十二世紀の初年に於て既に、國王に對する軍事的奉仕の條件の直臣で、騎士采地即ち一人の充分に武装した騎士を供給するに相當する土地の定額の廿四分の一しか保有してない者があつたが、一方に於ては多くの領主から多額の采邑を受領した富裕で且有力なる陪臣があつたのである。(Pollard's Evolution of Parliament p. 62)。此の如く直臣と陪臣との區別が截然出來ないやうになつて來たので、一九〇〇年に再封建を禁ずる所の Quia Emptores と云ふ法律が制定せられた。此の法律に依れば「今後自由民は欲する所に任せて、其の土地及び不動産 (Tenement) 若くはそれらの一部を賣却すること適法なる可し。即ち自由保有地譲受人 (Fee-fief) は自由保有地譲渡人 (Feoffee) が從來負ひし通りの奉仕及び慣習に従つて、同一土地或は不動産を直に譲渡人の地主より保有するを得べし」と規定せられ、同時に「今後は騎士の資格に必要なる一定の財産を有する凡ての者は、借地法に依て其等の土地を保有して居るゝ否とを問はず、其の地位に對する特權及び責任を負はれる可らず」と命令せられた。(Stubbs, Select charters pp. 478—9; Adams & Stephens, Select Documents of English Constitutional History pp. 81—2)、これを騎士の強制と稱せられる。更に例を擧げて説明すれば、此の法律に依て今後若し B が

Aから土地を借りて居るとして、其の土地の幾分をCに譲渡すとすれば、CはBから譲受けることは出来ないで、Aより譲受けなければならぬこと、規定せられた。即ち土地の又貸を禁じ、而して新たに莊園(Manor)を造ることを防いだ法律である。

## 六

此の如く小貴族は漸次地方に於ける陪臣と混淆せらるゝやうになつたのであるが、然らば是等の小貴族即ち州の騎士は、地方に於てどう云ふ政務に携はつて居たかと云へば、州裁判所(州會)に於て他の種々なる地主と種々なる事を共にした。即ち彼等は陪審官となつて裁判の事にも當り、又地方裁判所の重なる事務であつた租稅の評價の事にも當つた。一二一五年から一二五四年の間に於ける地方裁判所の最も忙がしい仕事は何であつたかと云ふと、租稅の評價であつた。一二二〇年には、二人の合法的騎士をして耕地を評價しその稅を徵收せしめんが爲、州裁判所全員の會議でこれを選舉した。それから一二二五年には、大憲章が再發布せられた代りに、當時の國會で議決せられた十五分一稅を評價し徵收する爲に、各聯合邑から騎士が四人程選び出された。次に一二三二年には騎士の數は分らぬが、四十分一稅を徵收する爲に選ばれたが、併し其の評價の方は異つた機關に依て行はれたやうである。最後に一二三七年には、英王國を通じて動產に對し三十分一稅を徵收する爲、右と同一の方法が用ひられた。

此の如く直接拜領者 (Tenants-in-chief) が地方裁判所に於て、他の種類の地主と一緒にになつて陪審官となり、其他納稅評價の任務に當つた結果、是等の直接拜領者即ち小貴族は漸次州の一般小地主の中に吸收せらるゝやうになつた。而して彼等が中央の國會に代表したのは州の小地主であつた。何となれば是等の騎士即ち小貴族は特に除外せられた者を除き總ての地主が出席したる州裁判所で選ばれたからである。然し是等の州騎士が好んで國會に出席することを期待するのは、稍々困難であつたので、彼等の出席を保障する規定を設くるの必要があつた程である。

此の如く大貴族と小貴族との間の隔りは漸次に遠くなつて來たのであるが、小貴族即ち州の騎士が地方の自由民を代表して國會に出頭するやうになつたと云ふことは、以前國王の直臣は自ら國會に出席する権利があつた、其の権利を縱んば今迄行はなかつたとしても、結局これを抛棄するに至らしめたのである。

## 七

上述の徑路を踏んで大貴族と大僧正、僧正、僧院長等の高級僧官が結合して一定の團體となつた。これは國王から直接個人に對する召集狀に接する権利を持つて居る事に因るのであるが、俗貴族の場合に於ては、此の権利は次第々々に世襲的となつた。即ち前に述べたやうに、貴族領を持つて居ることが貴

族院に列席する権利の證據であるよりも、寧ろ國王の特別召集狀に接することが、貴族院に列するの權利即ち貴族たるの權利となつて、一度此の権利を得た者は代々之を子孫に傳へ得るやうになつて來たのである。

此の大貴族と高級僧官の團體は、エドワード一世の頃から『貴族院』(House of Lords) と稱せらるゝやうになつたのである。然し此の團體は最初から獨立のインスティチューションではなかつた。英國の貴族院が後に論述するやうに、三族會の一部でなく、又英國が國會の制度を輸入して後、直に一院として分立しなかつたことは明白である。ノルマン國會が國王の三大權の漸く分化し始めた後、國王が依然其手に留保して居た司法權を行使する最高裁判所として時々一國の貴族、高僧、大官を召して、其の意見を求めたことは既述の如くである。此の國會が他の立法や課稅の事よりも、主として司法事務を議決したことは實際である。尙英國會が本來裁判所であることは、法案の通過を *Judicium* と示し兩院のAct は實際『評決』(Verdict) である事實に依ても察知することが出来る。英國會が他の大陸諸國の種族會に比して重きを爲すに至つたのは、實に此の如く一國の最高裁判所であるからである。而してエドワード一世の議政府 (Council) が一院であつたことは、ポラード教授の斷言して居る所である。

(Pollard, Evolution of Parliament pp. 28—9)。上述の如くエドワードの時から大貴族の團體は貴族院と稱して居たのであるが、貴族等の議事堂 (House) は中世紀の後に至る迄、存在しなかつた。(ibid. p. 20)

即ち英國の貴族院がノルマン國會時代から上告の裁判事件を取扱ふ大審院としての權能を行ひ來つたことが、此のインスティチューション的一大特色である。所が此の最高裁判所たるの權能は、州の騎士や都市の代議士とか、後に庶民院に屬する人々が、之を自分等にも與へよと云つて未だ曾て一度も主張しなかつた所である。即ち最初から特別に貴族院にのみ屬して居る權利である。

それから高僧等が國會の裁判所に加はることを止めたのは、彼等が他の俗貴族と同輩たることの資格が疑はれたと云ふことに原因するよりも、彼等の神聖なる職務が血を流すことを禁じたことにより多く原因して居る。と云ふのは國會で裁判した事件は、常に多く死罪であつたからである。

然し庶民は庶民院として裁判所の權能を要求しなかつたけれど、庶民院は原告として大臣其他を大審院たる貴族院に告訴する權利を行つた。是れは騎士が夙に州裁判所に於て古から行ひ來つた權利を中央議會に擴充したに過ぎないのである。即ち貴族院は裁判官 (Judges) で庶民院は陪審官 (Juries) である。此の如く兩々相待つて、英國會が一國の最高裁判所たる意義が貫徹せらるゝ次第である。

## 八

此の如く高級僧官は大貴族と結合して、英國の貴族院を組織するに至つたのであるが、一般僧侶の代表者がシモン・ド・モントフォルトの一七六五年の國會にも、エドワード第一世の一二九五年の模範國會

にも選ばれて居たにも拘らず、後に高級僧侶のみ貴族院に列席して、僧會員の代表者や執行長等が漸次英國會から脱退するに至つたのは、何う云ふ譯であるかと云ふと、元來僧正は教會の代表者として、又は國王の借地人として、二重に國會に出席する權利がある道理である。ところが僧院長等は國王の借地人としてのみ國會に關係があると主張し、従つて國家の政治には直接利害を感じなかつた結果、漸次其の議員の數も減つて行くやうになつた。下級僧官も代表者を國會に送つたのであるが、是れは明白なる年月は分らぬけれど、エドワード第一世の時代から、國王に對する補助金の事は、カンタバリーとヨークと英國の二個の大僧正の管區の總會で評議をして國王に租稅を供與することになり、従つて自然と國會から脱退するに至つた。ところが何故英國全體を通じて僧侶階級の會議を開くに至らなかつたかと云ふと、其れには種々の理由があらうが、其の重なるはカンタバリーとヨークの各管區が互に軋轢し相争つた結果である。此の如く下級僧侶の代表者が國會から脱退した事は、後に述べる通り、偶然とは云へ、英國が二院制度を探るやうになつた一大原因である。

## 九

次に都市の代表者に就ては種々の疑問があるが、是等の疑問に對して一定の解答を與へることは容易の業でない。シモン・ド・モントフォルトは都市に直接召集狀を發したのであるが、エドワード第一世

の時には、州奉行を通じて之を發した。此の變化は何でもないことのやうであるが、決して爾うでない。と云ふのは、州の代表者と都市の代表者との兩方に對して州奉行が共通の召集狀を發したと云ふことは、是れが偶々州と都市の代表者を結合するに至つたいろいろの事情の一であるからである。

此の兩階級を結合せしめた他の重大なる事情が、既に是れより前にもあつたのである。國王から特別の召集狀を受けて中央の國會に列席した大貴族等は、州裁判所（州議會）に列席する權利を自然行使しなかつたのであるが、此等の權利を拠棄しなかつた小貴族即ち騎士は州裁判所に於て、彼等よりも地位の低い自由民の爲、重大なる役目を演ずるに至つた。州裁判所に出席した市民及び小自由保有者等に圖つて、巡回裁判官の財政上並に司法上の訪問に對して會議事項を準備し、而して州政を決定したのは、是等の州騎士であつた。此の如くして、州騎士と市民代議士とが中央國會で提携する途は夙に開かれて居たのである。(Pollard, Evolution of Parliament pp. 110—11)。

以上の如く國王は州奉行に對して、州代表者と共通の召集狀に依て、都市代表者を選出せしめたのであるが、然らば何れの都市から代議士を送るかと云ふことに就ては、其の擇擇の範圍を全然州奉行に放任した。ところが元來代議士を出すことは、殊に都市選舉區では好まなかつたのであるから、各都市は何とかして代表者を出す義務を免れたいと云ふので、州奉行にいろいろ運動をしたのである。州奉行も此の餘り有難くない仕事を方つて、代表者をして成るべく素直に義務を行はしめんが爲、いろ

／＼骨を折つた。都市の方では州奉行に運動して其の義務を免れやうとするので、州奉行の方でも、運動して來た所には勢それを許すやうな風になつたものであるから、國王の方でも州奉行に對し、都市代表者の選出を免除することのないやうに、其れを防遏する爲種々の方策を執らなければならぬやうになつた。都市選舉區の方では、今度は中央政府に向つて、自分等の都市の義務を免れんが爲いろ／＼の運動をするやうになつた。

こんな風に、都市でも州でも代議士を選出することを嫌つたのには、種々の理由もあつたであらうが其一は都市たると州たるとを問はず、其の代表者に手當を與る義務があつて、各騎士に對しては一日四志、各都市代表者に對しては二志の割合で支拂つて居つた。ところが其の時代の一日四志乃至二志宛の手當と云ふのは、なか／＼容易ならぬ負擔であつた。(註五)。是等の代表者の手當は、其の國會の終つた時に、國王が Expendis Levandis と云ふ議員の手當に關する命令を發布して之を支拂はせた。一四〇六年の國會議員の手當は、殆ど五千四百磅に上つたのであるが、當時國會が國王に議決して與へた全體の金高は六千磅であつた。即ち各選舉區は國王を補助せんが爲に議決した金高と殆ど同額の金高をば、手當として議員に支拂ふた譯になる。是れはなか／＼重い負擔であるから、選舉區の方では其の議員に懸け合ひ、成る可く之を値切つたものである。又いろいろの都市選舉區では、其の代表者が出席の義務を怠つたと云ふ理由を以て、其の手當を拂ふことを拒絶したやうな實例もある。

然し乍ら都市及び州の代表者は、何れも國會に出席することを寧ろ迷惑とする傾向があつたので、何うしても矢張り手當を遣らなければならぬのであつたが、國會議員の地位が負擔と云ふよりも、寧ろ名譽とせらるゝやうになつてから、議員に手當を與ふることは、次第に止んだ。其時から一九一一年の法律に依て、一年四百磅の手當を給するやうになつた時まで、英國の國會議員は凡て無報酬であつたのである。

## 一〇

併し都市の代表者は國會に出席しても、中世紀の時代では、未だ州の騎士のやうな偉い役目を演じなかつた。其の理由の一は、國王はチャーターオーを與へて、都市を法人團體とする權利を有つて居たのであるから、其の權利に依て自分に都合の好いやうな都市に代表者を送ることを勝手に命令することが出来、従つて是等都市の代表者の多數は、國王の命令に従順であつたからである。ところが實際都市代表者の人數は、第十四世紀及び十五世紀を通じて殖えるよりも、寧ろ減ずる傾向があつた。兎に角都市代表者は中世紀の終頃まで未だ國會に於て州騎士のやうな地位を占めて居なかつた。尤も州騎士と云ひ、都市の代表者と云ひ、何れも州奉行を通じて共通の召集狀に依て議會に代表したことがやがて二つの階級を結び着ける一の連鎖となつた。前にも屢々述べたやうに、州の騎士は生來を云へば大貴族と同様の身分

であるけれども、富の程度に於ては決して大貴族に敵はない。丁度彼等は都市を代表して居る商人と、智力に於ても富の程度に於ても相若くと云ふ状態であつたのみならず、其の時代のことであるから、倫敦とか、オックスフォードとか遠方に旅行するにはなかなか日數もかかり、同じ州から代表する都市の代表者と州の代表者とは、自然手を携へて旅行をするやうなことにもなつた。乃で兩者の間には自然親密の關係を造り、或は結婚等のことも行はれ、之がやがて英國の今日の庶民院を造る一の有力なる原因となつた次第である。

## II

國會に代表者を出したのは、國王の直領地の都市選舉區 (Borough) ばかりであつたが、又は其州の中に於ける總ての都市もさうであつたか、疑問であるが、ハラムもスタッブスも、州内の總ての都市が均しく代表者を選出したと云ふ説を信じて居る。(Stubbs, Constitutional History of England II. § 218; Hallam's Middle Ages III. pp. 30—31)。都市選舉區の代議士も市 (City) の代議士も、一切奉行を経て發せられたる召集狀に據ること既に述べた通りであるが、先づ都市選舉區に於て選舉が行はれたる後州裁判所に其の結果を報告したやうである。(註六)。然るに第十五世紀に至つて、都市にして獨立の州 (County) となり、從て州奉行を有する都市が出來て來た。實に一八七二に至る迄、召集狀は都市選舉區の如何なる官吏にも交付せられずして州奉行は昔と同様に各州、各市、各都市選舉區より各二人宛の

代議士を選舉すべしと命令せられ、其の勢力はなか／＼廣大であつた。何となれば、該州内に於ける何れの都市選舉區が代表者を選出す可きかと云ふことは、州奉行が之を判斷したからである。サー・ヴィリアム・アンソンが印行した一八三七年七月十七日附の召集狀に據れば、ミッドルセックスの州奉行は該州から二人の騎士を選出す可きことを命ぜられたるのみならず、ウェストミンスター市から二人の市民、タワー・ハムレツとフインスベリーとマリルボーンの各都市選舉區から二人宛の『都市民』(Burgesses)を選出す可しと命ぜられて居る。(Anson, Parliament pp. 59—60)

### III

それから此の時代に於ける英國會の會議の狀態を述べると、大貴族及び高級僧官はノルマン國會の時代から、國王が或は法律を制定し、或は高等の裁判を行ひ、或は租稅を賦課する場合に、是等の人々に諮り來つたのであるが、後年に至つて召集せらるゝやうになつた州の騎士や都市の代表者等は、固より是等の大貴族及び高級僧官と同一の資格で國會に召集せられたのでなかつた。従つて彼等は國會に出席しても、是等の人々と一緒になつて議論を上下すると云ふやうなことはなかつた。例へば茲に國王が外國と戰爭するに就て、幾何かの軍費が必要であるから、一國の各階級からそれ／＼之を補助して貰ひたいと云ふ案を提出したとする。大貴族と高級僧官とは、國王に向つて其案に就て直にいろいろの意見を

述ぶるだけの資格もあつたし、豫て國王とは多少相識の間柄でもあつたから、場合に依ては隨分直言もしたのである。ところが騎士及び都市の代表者等は、ウェストミンスター・ホールの廣い室の隅の方に固まつて、之は實に重い稅であるとか云ふやうなことを蔭でぶつ／＼不平を述ぶる位で、國王に對してこれを充分直言する者もなかつた。(註七)。從つて不精無性に重いと思つた稅をも負擔させらるゝやうなことになつた。

要するに、國王は是等の州騎士及び、都市代表者をして、自分が必要とする金額を負擔せしめんが爲召集したのに外ならぬのである。畢竟此の時代まで、國王は唯だ租稅を課せんが爲に是等の代表者を召集したのであつて、立法等の事に就ては、未だ是等の代表者に諮らなかつたのである。庶民が租稅の事に就て種々の制遏を國王に加へ、或は立法の事に就て喙を容れるやうになつたのは、まだ後の事である。

### III

庶民 (Commons) とは單に貴族僧侶等と異つて、特權を有せざる種族と云ふのでは、未だ其の意義を十分に盡さない。スタッブス博士曰く、「庶民とは州及び都市の自由民の組織する團體にして、庶民の『種族』 (Estate) とは國會の目的に向つて是等の團體の結合せられたる總ての社會を稱す」と。(Stubbs, Constitutional History of England II. pp. 174—5)。併し乍ら庶民の代議士を以て、集合したる組合の

代表者なりと稱するは、精密に當つて居ない。當時英國には未だ法人團體（Corporation）なるものはなかつたからである。然も州は法人團體ではなかつたけれど、既に立派な團體であつた。即ち州と州裁判所とは同一のものを意味して居つた。庶民なる言葉には二重の意義があつた。専門的に云へば、庶民院は其の設立の當時に於ては、州及び都市の社會を代表する團體であつた。然し庶民なる言葉は、『平民』（Commoner）なる言葉の近代的使用に於て反射せられたる他の意義を有つて居るのである。即ち庶民とは僧侶及び貴族の特殊階級の何れにも含まれない階級を云ふのである。メートランドは「別に何等の特權を享受せず、又貴族或は Clerk の特別なる身分を有せざる者即ち平民（Common men）なり」と云つて居る。（Maitland, Constitutional History of England p. 85）。此の意味に於て庶民院とは、佛國大革命破裂以前に方つて、アッズ・ショースが『平民とは何ぞや』と稱する書中に、今は「零」Nothing であるけれど、「或物」（Something）たらんと願ひ、而して竟には「萬事」（Every thing）たる可しと喝破した佛國の第三種族（Tiers Etat）に相當して居る。此の如き階級から組織せらるゝ庶民院（House of Commons）は、英吉利王國に於ける組織せられたる政治生活の地方的團體の代表者である。

## 一四

其れから貴族院と庶民院とが分立するに至つた徑路を明にせねばならぬ。

本來英國會（Parliament）は、ノルマン國會即ち國王の議政府（Kings Council）から發達したものであるからノルマン國會に出席して居た各構成分子は、凡て出席の既得權を有つて居た。此點から觀て、今日國王が貴族院に出席せらるゝ事に劣らず興味ある事は、樞密顧問官たる庶民院議員が、貴族院の玉座の階段に屢々出席する事である。開院式の際又は貴族院の重要な討議の進行中、是等の樞密顧問官が單に臨席することは、彼等を驅除する能はざる事實程に重要ではない。即ち樞密顧問官が今日尙ほ貴族院に出席する權利を有つて居る事は、貴族院が貴族以外の他の要素を網羅して居たノルマン國會の議堂を繼承した證據である。今日尙ほ貴族院書記官長のことを Clerk of The Parliament と稱するも他の一の證據である。

一方に於て州の騎士及び都市の代表者から成る庶民議員は、最初の程専ら裁判事件即ち地方裁判所からの上告事件等に關して國會に集會したのであるけれど、後には重に課稅の事に就て國王の要求に接するや、ウェストミンスター・ホールの議場で、國王を始め大貴族、及び高僧の面前では充分協議を盡すことが出來なくなつたので、（一二參照）別室に私の相談會を開いて、各階級の利害を討議したのである。是れが今日の庶民院の起原である。

であるから、今日世界に公開せられて、其の議員の演説は瞬間に各國に電報せらるゝ英國の庶民院も法律的に云へば依然秘密會で、其の議事は傍聽することも、筆記することも悉皆違法である。チャール

ス第一世が手兵を率ひて、反対派の五領袖を捕縛す可く庶民院に闖入したが爲、其の没落を速めたのは是非もなき次第であつた。「貴族が貴族傍聴席から庶民院の討論を傍聴するのは、只默許されて居るのである。故に苟くも庶民院議員たる者は、院外者を探索して貴族等を退場せしむることが出来る。是れは庶民院が未だ國會の一部分を成さず、多少秘密の討論をする會合で、其の議事は議長 (Speaker) に依て國會に報告せらるゝ迄公けに承認せられなかつた時代の遺物であることを發見するであらう」(Pollard, Evolution of Parliament p. 22)。

上述の如く、當初の國會から、僧侶の代表者が先づ脱退して、國王に對する補助金の事は、別に僧官會議を開いて決定するに至り、庶民の代表者亦別に此の如く私的會議を開くやうになつたので、結局國會の本體には大貴族と高僧ばかりが殘ることになつた。法律上、英國會は國王、貴族（教、俗）、庶民から成ると云ふが、國王が英國會の一要素であつたことは、其の表徴的乃至物質的遺物たる玉座が證明して居る。法律的に言へば、英吉利帝國を通ずる何れの裁判所にも國王が出席して居ることと解釋せらるゝやうに、國會に於ける凡ての行爲 (acts) は、専門的に言へば、「國會に於ける國王の行爲」(An act of The King in Parliament) である。今日では國王の國會に臨御せらるゝことは極めて希れで、殆ど純然たる儀式となつたけれども、召集せられずして貴族院に出席し得る者は、大法官 (Lord Chancellor) 即ち貴族院議長の外國王ばかりである。國王が國會の重要な分子であることは、國王の崩御は忽ち國會の

解散を齎らす事實に徵しても明白である。此の如く國王を含み、一方には庶民の私的協議會の代表者たる後年の庶民院議長(Speaker)をも加へて、貴族院は英國會の本體を成して居たのであるが、大貴族、高僧等が別に『貴族院』(House of Lords)を組織するに至つたのは、中世紀以後の事であつて、却つて庶民院よりも後れて居ると、Pollard, Evolution of Parliament. p. 20)。

大貴族及び高僧から離れて別に秘密協議會を開いて居た州騎士及び都市代表者は、後ウェストミンスターの御殿からウェストミンスター・アベーの僧侶會議の部屋に移り、ヘンリー第八世の宗教改革の時まで、其處を議場に充てゝ居た。ところがヘンリー王はホワイトホールの新宮殿に移つたので、セント・ステイブン禮拜堂を是等二種族の會場に充てたのであるが、一八三四年の火災でウェストミンスターの御殿が焼けた時迄、矢張り此の禮拜堂で會議を開いて居た。其の火事以後に建て替へられたのが今日の大英國國會議事堂である。

庶民院の最も早い記録の今日に遺つて居るのは、一二七八年の記録であつて、庶民院(House of Commons)と云ふ名前は、初めて一二〇四年に見えて居る。倫敦が大概國會の會議の場所に充てられたけれど、國王の便宜に應じて、いろいろの場所に國會は開かれた。即ちオクスフォード、ノッティンガム、コヴントリー、グロスター、ヨーク、レスター其他の場所も國會の議場に充てられた。

History II. Chap. XVII より又非貴族団の Ceorl に就ては、後書の同章を参照せよ。

(註、一) “Peers of The Realm” の如きは、チャーチャム第一世の時代に行はれたが、イタリヤ。Like, Constitutional History of The House of Lords p. 25)。

(註、三) 基に 1 台車で運ぶことができる、小貴族 (Barones minores) の騎士 (Chivaler or knight) の軍人 (Soldiers or miles) の區別である。ボーナム教授は「州騎士が “Official Return of Members of Parliament” の中で Miles of Chivalor として往々記録される。ハーリー王の時代には「軍人」の「騎士」の同意義を看做す可へ傾かれるを得ない。吾人は又「小貴族」の「軍人」を同一視する。ハーリー王の時代には「太守」(Earl) の如やくは、往々同時に「騎士」であるからであると論じて居る。(Pollard, Evolution of Parliament p. 66 note)。

(註、四) Modus Tenendi Parliamentum と稱する有名なる英國に關する記録の編纂せられたのが、大藏省で「貴族領」(Barony) は「騎士知行」(Knights fee) の十二倍の 1 に相當する土地を定められた。(騎士知行は五ヘクタール (Hide) に相当)。

(註、五) 當時代の一志が何程貴重であるかが、其れより餘程以前の事ではあるが、有名なる Ine's Code の中に又ウエストサクソンの法律中には、One Shilling は A sheep の回價である。又 Four Sheeps は one cow に相當するの規定が記してある。(Cambridge Medieval History. II. p. 567)

(註、六) 市 (City) の都市選舉區 (Borough) の相違は、單に名稱の上の相違に過ぎない。がへる名稱の相違は如何にひど生じたか? それは、市を構成する公爵領を有する。且僧正の坐所の存する都市選舉區の謂であるれば、一般に想像せらるゝ所である。

W. ラチャード教授は English Political Institution の中に説明して居る。(拙譯「英國の憲法政治」三八〇頁参照)。

(註、七) 庶民代表者が國王から課せられた補助金其他政府からの提案に就て、内相談をした場所、即ち後年の庶民院の、いに就

Pollards, Evolution of Parliament. Chap. VI やく監もん。

占部百太郎